

25 ふれあい療育相談

特別支援学校(養護学校)または特別支援学級に通っている、小学1年生から小学3年生までの児童とその保護者

専門的知識を有する人(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士)による児童へのグループ学習や保護者の個別相談、保護者同士の交流や情報交換など
参加方法: 利用登録が必要です(簡単な状況調査および個別面談を実施します)。

26 職親制度

知的障がい者を一定期間登録された職親に預け、技能習得や生活指導を行います。

28 特別障害者手当

20歳以上であって精神または身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方(ただし、施設に入所の方および継続して3カ月を超えて病院等に入院している方は除きます)。



9月・3月に支給します。

30 特別児童扶養手当

11月)支給します。
※所得制限あり。

①身体に重・中度の障がいまたは長期にわたり安静を要する状態にある方(おおむね身体障がい者の障がい程度等級手帳1〜3級と4級の一部の方)
②精神の障がいがあつて①と同程度の状態にある方
③身体または精神の障がい重複する場合であつて、①または②と同程度の方
※施設に入所している方は該当しません。
※所定の診断書が必要な場合があります。

④1級5万750円、2級3万3800円

31 児童扶養手当

父親がいないか、または父親が障がい者(年金を受給していない)で18歳未満(一定の障がいがある場合は20歳未満)の子どもがいる場合に支給されます。

④支給額は要件によって異なりますので、窓口でご確認ください。

32 障害基礎年金

国民年金法で定める障がいの程度が1級または2級

(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の程度とは異なります)に該当する方

④1級:年額99万1000円、2級:年額79万2100円

33 特別障害給付金

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であつた被用者年金制度等の配偶者であつて、当時任意加入していなかつた期間内に初診日(障がいの原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日まで当該障がい状態に該当された方に限ります。

④1級:月額5万円、2級:月額4万円

34 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者で、次の要件に該当する方

①加入者(保護者)の年齢は毎年度の4月1日時点で65歳未満であること
②加入時、県内に住んでいること
③加入者は特別の疾病または障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること

④扶養共済加入者が死亡または重度の障がい状態にな

つた場合、障がい者に年金が支給されます(1口:月額2万円、2口:月額4万円)。また、障がい者が死亡した場合、弔慰金(加入期間・加入時期に応じて5万円〜25万円、2口目も期間に応じる)が支給されます。この制度は共済制度ですので、加入者は掛金(年齢により1口9300円〜2万3300円)を納めます。また、所得により掛金が減額または免除になります。障がい者一人につき、加入者1人、2口まで加入できます。

④18歳以上で身体障害者手帳をもっている方

④医療保険の対象となる診療のうち、特に障がいの軽減、社会生活を容易にする効果がある治療に対し、医療費負担を軽減することにより医療を受けやすくするものです。この医療は、国または都道府県が指定する医療機関で受けられます。適用されるのは角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術などです(事前に申請が必要です。障がい状況や所得状況により対象とならない場合があります)。
※原則1割負担となります。また、世帯の所得等に応じて1カ月当たりの上限額が設定されます。



医療

35 重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳が1〜3級および療育手帳がA、A、Bの方

④65歳以上の方で後期高齢者医療制度の障がい認定を受けた方

④療養共済加入者が死亡または重度の障がい状態にな

④医療機関や院外処方箋の薬局の窓口で支払った医療保険適用内の自己負担分を申請により支給します。

36 更生医療(自立支援医療)

18歳以上で身体障害者手帳をもっている方

④医療保険の対象となる診療のうち、特に障がいの軽減、社会生活を容易にする効果がある治療に対し、医療費負担を軽減することにより医療を受けやすくするものです。この医療は、国または都道府県が指定する医療機関で受けられます。適用されるのは角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術などです(事前に申請が必要です。障がい状況や所得状況により対象とならない場合があります)。
※原則1割負担となります。また、世帯の所得等に応じて1カ月当たりの上限額が設定されます。

38 修学資金の支給

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方で、学校教育法に基づく高等学校、大学、高等専門学校および専修学校に在学している方(八潮市に引き続き1年以上住民票をおいて居住していること)

その他の経済的援護

手当・年金等

④は子育て支援課児童給付係(☎209)、③2、③3は国保年金課国保年金係(☎212)へお問い合わせください。

27 在宅重度心身障害者手当

市内に居住する障がい者(児)で、身体障害者手帳が1、2級、療育手帳がA、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、特別障害者手当、障害児福祉手当

29 障害児福祉手当

20歳未満であつて日常生活に極度に制限のある方(療育手帳A、身体障害者手帳1級および2級の一部、常時介護を要する精神障がい者等)

④月額1万4380円を年4回(2月・5月・8月・

29 障害児福祉手当

20歳未満であつて日常生活に極度に制限のある方(療育手帳A、身体障害者手帳1級および2級の一部、常時介護を要する精神障がい者等)

④月額1万4380円を年4回(2月・5月・8月・

39 手帳診断書料の補助

身体障害者手帳の新規・等級変更等を申請する方が住民税非課税世帯の場合、申請時に必要な身体障害者手帳の診断書料を補助(補助上限額5250円)します。条件等詳細は、障がい福祉課にお問い合わせください。

区分		支給額(月額)	
高等学校	全日制	10,000円	
	定時制	5,000円	
	通信制	3,500円	
大学	全日制	4年制	32,500円
		短期大学	25,500円
	夜学・通信制	17,500円	
高等専門学校		16,500円	
専修学校		6,500円	